

令和5年度林業労働災害防止強調運動

期間：11月1日～11月30日

林業労働災害防止強調運動の目的

県内の林業における労働災害による死者数の推移は、直近の10年間で1～6名の横ばいとなっており、昨年に関しては、死者が5名に上り、**全国ワースト1位**で憂慮すべき状況が続いている。本年は**9月末時点で死亡災害0**であり、引き続き死亡災害を発生させてはならない。

死傷災害の発生状況を見ると、**伐倒木等による激突され**災害、**チェーンソーや刈払機等による切れ**、これら災害が**全体の約半数**を占め、それに加え車両系木材伐出機械等に関わる災害やかり木による災害など過去に繰り返された災害が依然として発生している。重篤な災害が発生する要因として、**林業現場では危険源となる立木等に近接する作業**が多く、**基本的な安全管理の取組が徹底されていない**ことが挙げられる。さらに、県内の林業を取り巻く状況として、林業労働者の不足並びに高齢化及び車両系木材伐出機械の導入等があり、林業現場においては、林業経験の浅い未熟練労働者への効果的な安全衛生教育の実施、高齢労働者への作業配慮、チェーンソーを用いた伐木等作業又は集材作業、車両系木材伐出機械の労働災害防止に関する検討結果を踏まえた作業計画の作成及び作業への周知が徹底されていない状況が認められる。

以上を踏まえ、本年度において関係行政機関及び林業関係団体の連携の下、伐木作業等が本格化する11月の時期に重点事項を集中的に取組むこととし、林業における労働災害防止対策の徹底と作業の安全対策を定着させ、もって死亡災害撲滅及び労働災害の大幅な減少を図ることとする。

強調運動期間中に実施すべき取組み事項

(1) 林業店社における実施事項

- ①現場責任者等による安全衛生管理体制の整備
- ②新規就業者に対する**雇入れ時教育及び作業内容の変更時等の際の安全教育実施の徹底**
- ③現場での作業条件に応じた**有資格者等の適正配置**
- ④経営首脳、安全管理者等による**安全パトロール等の実施**
- ⑤ポスターの掲示等による安全意識の高揚

(2) 林業現場における実施事項

ア 共通事項

- ①労働災害防止のための基本的ルールへの遵守
- ②服装の点検、保護帽、墜落制止用器具、保護眼鏡、耳栓及び防振手袋等の保護具等使用の徹底
- ③作業者の具体的な**作業内容を明示した作業日報の作成**
- ④チェーンソーを用いた伐木作業等又は集材作業、車両系木材伐出機械等の作業において、**計画に基づく作業の実施**
- ⑤**作業前ミーティングの実施（危険予知活動の実施）**
- ⑥作業現場の一斉点検の実施（**リスクアセスメント等の実施**）
- ⑦新規就業者とベテラン労働者の組合せ等による未熟練労働者に係るリスク回避
- ⑧**緊急連絡体制の点検及び救護訓練の実施**
- ⑨「**現場班長による安全現場宣言運動**」への取組

イ 集材作業

- ①集材装置等の主索直下及び内角側等の**危険箇所への立入禁止**
- ②荷掛け、荷はずしの際の**合図及び退避の徹底**

ウ 車両系木材伐出機械作業

- ①路肩からの転落防止のための**走行路の幅員確保**

- ②作業者との接触防止のための明確な合図の実施
- ③路肩、傾斜地で転倒または転落による危険を防止するため、**シートベルトの着用**に努める
- ④車両系木材伐出機械の運転席の**ヘッドガード、防護柵**の設置
- ⑤車両系木材伐出機械運転業務従事者に対する**特別教育受講の徹底**

エ 伐木造材作業

- ①指差し呼称等による周囲の安全確認
- ②伐倒にあたっての**安全な伐倒方向の決定及び適切な受け口切り、追い口切りの徹底**
- ③大径木、偏心木の**伐倒の際のくさび使用**
- ④適切な**退避場所の選定**
- ⑤伐倒の際の**合図及び退避の徹底**
- ⑥**キックバック、枝のはね返り等防止**のためのチェーンソーの適正使用
- ⑦急傾斜地等を移動する際の墜落・転落災害防止用の**歩行補助ロープの設置及び墜落制止用器具使用の徹底**または迂回移動の励行
- ⑧チェーンソー及び刈払機使用時における**保護衣及び足指防護用作業靴の着用**

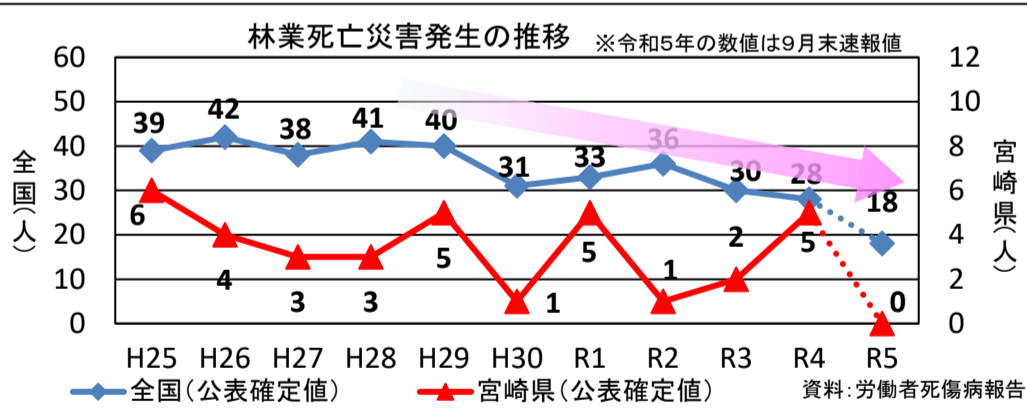
オ かり木処理作業

- ①**専用器具使用**等による安全対策の徹底
- ②かり木を放置する場合の**危険区域の標示及び立入禁止**

カ トラック荷台（積荷）からの墜落・転落の防止

- ①**墜落時保護用の保護帽の着用**
- ②耐滑性のある靴の使用
- ③荷台端付近での安全な作業姿勢の徹底（荷台外側に背を向けず、後ずさりしない）
- ④荷締め、ラッピング等の作業は、可能な限り**地上からの作業**とすること
- ⑤荷台への昇降時における**昇降設備の使用**

過去10年間（H25年～R4年）の林業死亡労働災害の推移は全国的に減少しているのに対し、県内では横ばい



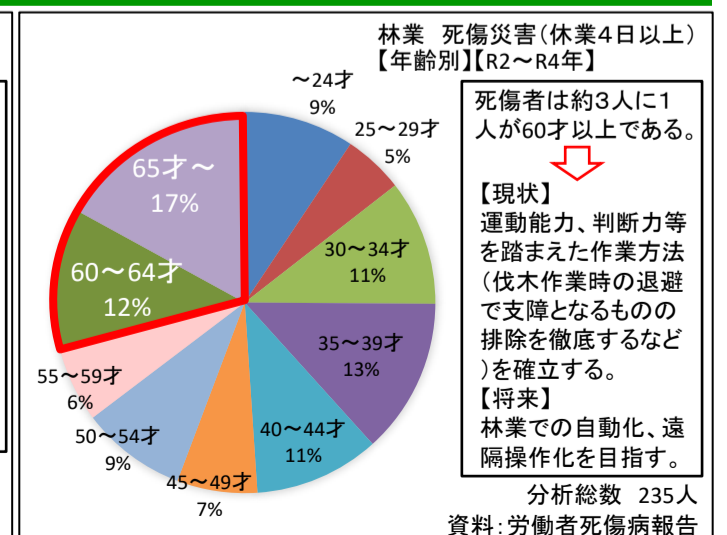
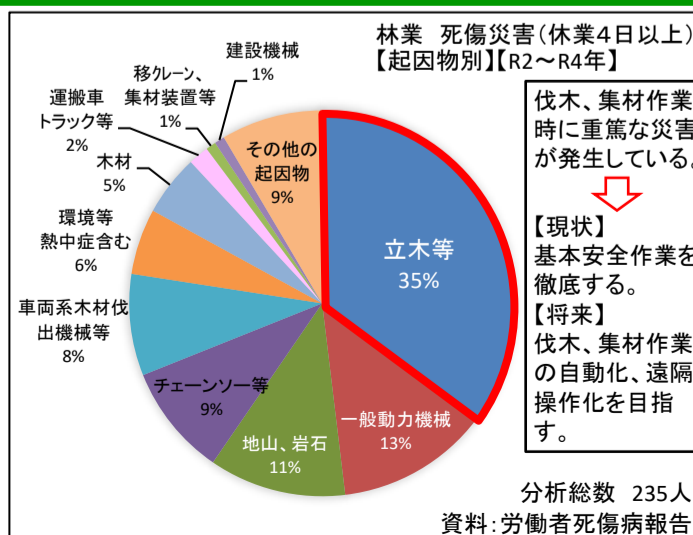
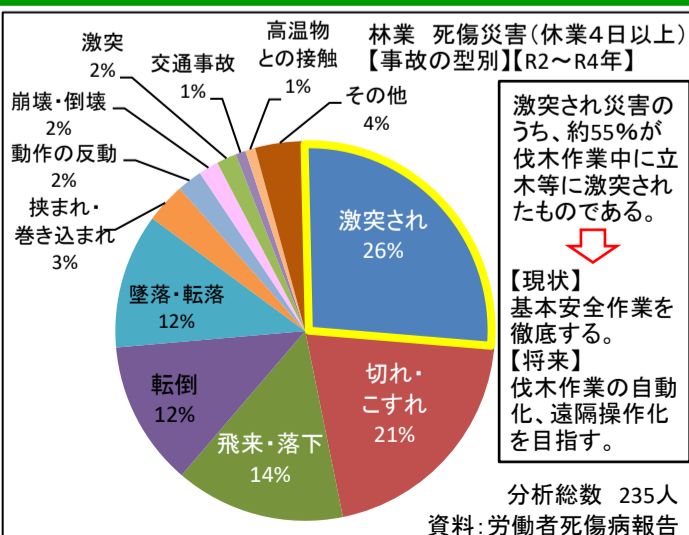
宮崎県の林業は令和4年の統計で死亡者数と死傷者数のいずれも全国ワースト1位

	死亡者数	死傷者数
ワースト1	宮崎県	宮崎県
ワースト2	岩手県	北海道
ワースト3	鹿児島県 ほか1都3県	高知県



資料：労働者死傷病報告、死亡災害報告

県内の林業における死傷災害（休業4日以上）の発生状況【R2年～R4年】 235件



令和4年 県内の林業における死亡災害事例

番号	発生日	性別	年齢	経験期間	災害の種類	災害の概要
1	R4.5	男	30代	3年	かかり木の未処理	皆伐現場において、チェーンソーによる伐木作業を行うため、被災者が伐採箇所周辺を徒歩で移動していたところ、立木にかかった状態の風倒木の下方を通過するときに突風が吹き、この風倒木が倒れて被災者の腰部に激突した。
2	R4.8	男	70代	10年	つるがらみ	皆伐現場において、チェーンソーでの伐木作業を一人で進んでいた被災者が伐根付近の斜面に仰向けで倒れた状態で発見された。死因は胸部圧迫によるものであり、被災者が使用していたチェーンソーは倒れていた位置から約7.5m離れた場所に置かれていた。
3	R4.8	男	30代	12年	林道から車両ごと転落	皆伐現場において、谷下の伐倒木をプロセッサで引き上げて平坦な作業道に仮置きし、その伐倒木の元口をプロセッサの掴み機で掴みなおそうとプロセッサを走行させたところ、作業道の路肩から約28m下にプロセッサごと転落した。被災者は転落の途中で運転席から投げ出された。
4	R4.9	男	70代	5年	かかり木の未処理	皆伐現場において、被災者がチェーンソーを使用して伐木作業を行っていたところ、伐倒木（ヒノキ）がかかり木となったが、これを放置して付近にある別の立木を伐倒していたとき、当該かかり木が外れて落下し、被災者に激突した。
5	R4.10	男	60代	21年	林道から車両ごと転落	ドラグ・ショベルで作業路に生じた崩土等を取り除く作業を行っていた被災者が、作業路の路肩から約50m下の法面に倒れた状態で発見された。被災者はこの作業を一人で進んでいた。被災者は作業路の路肩からドラグ・ショベルごと転落し、途中で車外へ投げ出されたものと推定される。

事例番号3詳細		発生状況 皆伐現場において、谷下の伐倒木をプロセッサで引き上げて平坦な作業道に仮置きし、その伐倒木の元口をプロセッサの掴み機で掴みなおそうとプロセッサを走行させたところ、作業道の路肩から約28m下にプロセッサごと転落した。被災者は転落の途中で運転席から投げ出された。
	災害原因 ・プロセッサが作業路の路肩から墜落するおそれがあったが、墜落防止措置を講じておらず、誘導者も配置していなかったこと。 ・プロセッサにサイドミラーが備わっておらず、運転席からクローラの位置を目視することができなかったこと。 ・被災者は、シートベルトを着用していなかったこと。	
	再発防止対策 ・プロセッサ等の車両系木材伐出機械等を用いて作業を行うときは、路肩等から転落しないよう丸太による防護柵の設置や路肩に盛土するなどの墜落防止措置を講じて作業を行うこと。 ・誘導者を配置し、プロセッサが路肩から転落しないよう適切に誘導して作業を行うこと。 ・キャビンタイプの運転席を備えた車両系木材伐出機械等を配置し、シートベルトを着用して作業を行うこと。 ・運転席から確認できない死角が生じないよう、ミラーやカメラの設置等の措置を講ずること。	

同種の原因・状況による死亡災害を防ぐために

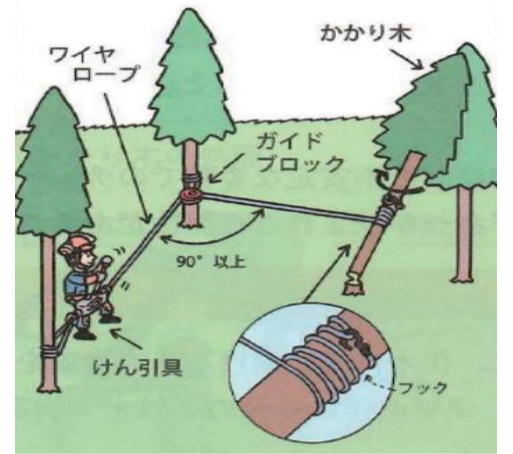
県内の死亡災害事例を見ると、近年は**伐倒木の予期せぬ滑動・跳ね上がり、林道から車両ごと転落、つるがらみ、かかり木の未処理**が原因の死亡災害が複数回発生しています。

いずれも死亡災害の原因となりやすい重大なリスクであり、同種災害を再び発生させないために、それぞれのリスクに対して基本となる安全対策を徹底して実施しましょう。

⇒伐倒予定木の上方を見て、つるがらみや枝がらみの状態、落ちそうな枝等がないかを確認し、事前に処理しましょう。**上部でつるがらみが複数ある場合、ウインチやチルホールを使用して安全な場所からけん引し、伐倒**しましょう。なお、処理が難しい立木は手を付けないようにしましょう。

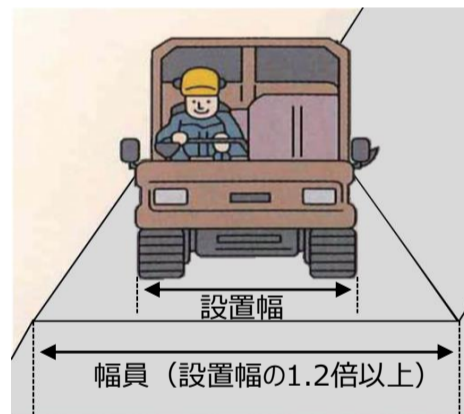


⇒かかり木が発生したら速やかに処理しましょう。**小径木**のかかり木は**フェリングレバー**などを、**中大径木**のかかり木は、**けん引具や重機**などを使用し、安全な作業方法で処理しましょう。
速やかに処理できない場合はテープ等で危険区域を表示しましょう。



⇒伐倒時の退避場所は、伐倒方向と反対側の斜め上方とし、伐倒木から**3m以上**離れた**木の陰**を選定しましょう。

死亡災害では、伐倒木が重機や別の伐倒木・かかり木に接触して予期せぬ方向に滑動したことが原因となっています。退避の距離や伐倒木周囲の障害物の確認範囲は**過少**に見積もらず、余裕を持ちましょう。



⇒林道の幅員については、走行する車両の接地幅の**1.2倍以上**を確保しましょう。また、終点に車回しを設け、原木を積載した走行が**前進走行**となるようにしましょう。



⇒車両転落では転落の途中で**運転席から投げ出されて死亡**するケースが多くみられます。**シートベルト付きの車両では必ず着用**し、万一転落した場合でも投げ出されないように備えましょう。

(イラスト：林業・木材製造業労働災害防止協会)

林業機械の自動化・遠隔操作化に向けて開発・実証が進められています※1

林業における**労働災害の減少**、省人化・軽老化、生産性・安全性の向上やコストダウンの実現等を**目指す**ため、**林業機械の自動化・遠隔操作化の開発・実証**が進められています。県内に経営モデル実証事業に参加している団体、企業があります。下記のフローは、林業イノベーションの一部です。

資源情報の把握	境界情報の把握	伐採	集材・造材	運材
航空レーザー計測やドローンによる資源情報の把握	レーザー計測・デジタル管理による境界線の明確化	遠隔操作により自動で選木・伐採	AI制御の電動ローリンググラブにより効率集材、プロセッサ等を遠隔操作により造材	GPS等によりフォワーダの自動走行・自動荷下し

遠隔操作に関しては、目視内の近距離でのラジコン等による操作、現場内にネットワークを構築し、機体に取り付けたカメラ映像をモニター越しに見ながら離れた場所からの操作が開発・実証されています。また、急傾斜地での導入を可能とするようウインチ等の活用に関して開発・実証が進められています。「林業イノベーション」の詳細については、林野庁のホームページをご覧ください。

※1：出典 林野庁HP (<http://www.rinya.maff.go.jp/index.html>)

・宮崎労働局	0985-38-8835
・宮崎労働基準監督署	0985-44-2914
・延岡労働基準監督署	0982-34-3331
・都城労働基準監督署	0986-23-0192
・日南労働基準監督署	0987-23-5277

宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」使用許可番号20210034号